

# 令和2年度 長尾小学校 学校経営方針

## (1) 学校経営の基本方針

日本国憲法、教育基本法等の教育諸法規・法令に則り、保護者・市民の信託に応える教育を推進する。また、目まぐるしく変化する今の時代を生きる児童に「生きる力」を育むことをめざし、創意工夫を生かし特色ある教育活動を展開する中で、自ら学び自ら考える力の育成を図るとともに、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り、個性を生かす教育の充実に努める。

## (2) 教育目標 (子どもにつけさせたい力)

### ①心の力

人権教育や支援教育を推進し、思いやりのある心、挑戦する心、ねばり強く取り組む心等、前向きに取り組める「心の力」をつける。

### ②学ぶ力

主体的で対話的な学習を進めることで、深く考え、積極的に取り組むことができる「学ぶ力」をつける。

### ③つながる力

対話を重視した授業など学校生活を送るうえで、友だちや先生、地域の方と、またモノや情報と「つながる力 (コミュニケーション力)」をつける。

## (3) 重点課題

本校の教育目標の実現のため、次の重点課題を設定し組織的に取りくむ。

- ① 思いやりがあり、互いに違いを認め合うことができる子どもの育成。
- ② あたりまえのことをあたりまえにできる子どもの育成
- ③ 自ら考えて判断することができる子どもの育成
- ④ 何事にも積極的に取り組み、最後までやり遂げる子どもの育成

## (4) 重点目標

本校の教育目標の実現のため、市教育委員会が示した「学校園の管理運営に関する指針」を踏まえ、次の重点目標を設定する。

- ① 確かな学びと自立の力を育む教育の充実
- ② 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実
- ③ 教職員の資質と指導力の向上
- ④ 「ともに学び、ともに育つ」教育の充実
- ⑤ 地域とともにある学校づくりの推進
- ⑥ 学びのセーフティネットの構築

## (5) 具体的な方策

(太字は今年度特に取り組む内容)

### ○確かな学びと自立を育む教育の充実

#### 1) 学校運営体制について

##### ①学校運営組織の確立

- ・校長・教頭は、各主任を効果的に機能させ、人材育成を図る。また、企画運営委員会等を中心とした学校運営組織を確立する。また、関係諸法令等の趣旨を踏まえ、適正に職員会議を運営する。
- ・校長は、「教職員の評価・育成システム」を実施することにより、教職員の意欲・資質能力の向上と学校の活性化を図る。
- ・事務の共同実施により、事務職員の人材育成を図り、学校経営への参画意識を高めるとともに学校事務の効

率化をすすめる。

## ②新学習指導要領の確実な実施

・学校の教育目標を設定し、実現を目指して、教育課程を編成し、カリキュラムマネジメントの実現を図り、特色ある教育活動の実施に努める。

## ③学校評価

・「学校教育自己診断」を実施し、その結果等を活用した自己評価を実施するとともに、学校運営協議会を開催し、評価を頂き、学校運営に活かしていく。

## ④小中一貫教育

・校区の現状や課題に応じながら、校区小中学校が連携した指導体制の確立に努める。  
・「9年間の教育に責任を持つ」ことを教職員が意識した取組を推進する。

## ⑤情報管理

・情報公開条例及び個人情報保護条例の趣旨に基づいた教育情報の作成・保管・保存の校内体制及びファイリングシステムを確立する。また、「枚方市立学校情報セキュリティポリシー」に基づいて管理を行う。

## 2) 学習指導について

### ①教育課程

・学習指導要領に則し、各教科、道徳、外国語(英語)教育、「総合的な学習の時間」及び特別活動において、適正な教育課程を編成する。また、新学習指導要領の趣旨や内容等を十分理解するとともに、円滑な実施に向けた準備を進める。  
・学力向上委員会や学年会において、「Hirakata 授業スタンダード(第2ステージ)」に基づいた授業作りを組織的に推進する。

### ②授業づくり

・「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めるため、授業研究会や相互授業参観や、ビデオ等を活用した授業研究を行いことで授業力向上を図る。  
・「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の3つの資質・能力の育成のため、「Hirakata 授業スタンダード(第2ステージ)」を踏まえ、各学年の発達段階に応じた『授業スタイル(授業の進め方)』を研究・実践する。  
・「全国学力・学習状況調査」の結果等を活用し、全教員での問題分析等を行うなど、児童の実態を把握し、授業改善に活かす。  
・言語能力の育成は、国語科を中心に全ての教科で系統的に指導する。

### ③学習評価

・教育効果を高めるため、指導と評価の一体化を図り、目標に準拠した評価の適切な実施を図る。  
・指導要録の評価・記入等については、明確な評価規準に基づき、公正かつ適切に行う。また、通知表は、指導要録との整合性を図りながら、児童の学習意欲を向上させるものにする。

### ④学習規律

・落ち着いた環境で学習指導に取り組むため、「Hirakata 授業スタンダード」に基づき、児童の発達段階に応じた学習規律を確立し、徹底を図る。

### ⑤自学自習力の育成

・家庭学習の定着に向け、「家庭学習の手引き」や自主学習ノートを活用する。  
・授業や放課後学習、家庭学習等、一日の学びの連続性に重きを置いた取組を進める。

### ⑥読書活動

・「第3次枚方市子ども読書活動推進計画」を踏まえ、朝の読書活動等をはじめとした児童の読書活動推進に取り組む。

- ・司書教諭を中心に、学校司書と連携し、枚方市立図書館やボランティアとの連携を促進するとともに、読書環境づくりを進め、読書指導の充実を図る。

- ・学校図書館の蔵書データベース化・オンライン化に伴い、蔵書管理の適正化を図る。

#### ⑦ 外国語（英語）教育

- ・学級担任が主体的に実施する授業や JTE（英語教育指導助手）との効果的な TT の実践を図る。

#### ⑧ 教科・領域等の指導

- ・「総合的な学習の時間」については、自ら課題を見つけ、よりよく解決していく中で、自分の生き方を考えていくための資質・能力が育成できるよう、横断的・総合的な学習を実施する。

- ・我が国や郷土に継承されている伝統・民俗芸能、文化財等に親しむ機会の充実を図る。「わたしたちのまち枚方」を活用して理解を深めさせる。

- ・国際理解教育を推進する。

- ・「体育」については、児童の体力・運動能力を向上させるため、積極的に体を動かす意識を持たせるとともに、学校教育全体で体力づくりに取り組む。

#### ⑨ スタートカリキュラム

- ・スタートカリキュラムを生活科を中心にして編成し、合科的、関連的な指導を図る。

#### ⑩ 国旗・国歌

- ・音楽科において、国歌「君が代」を全学年において歌えるように指導する。また、社会科においては、国旗及び国歌の意義等について適切に指導する。

#### ⑪ 情報教育

- ・ICT等を効果的に活用し、「主体的・対話的で深い学び」の実現のため、タブレット型パソコンの効果的な活用を図る。

- ・プログラミング教育は、体験を通してプログラミング的思考を育み、問題解決する態度を育むように指導する。

#### ⑫ 環境教育

- ・持続可能な社会の構築に向けた環境教育を推進する。また、枚方市学校版環境マネジメントシステム「S-EMS」との関連を図る。

#### ⑬ 安全・保健指導

- ・学校生活を送る上で生じる恐れのある危険を予測し、教具・器具・薬品等の事前確認及び予備実験等の実施、事後の処理について、他の教員との共有を図りながら、児童の安全確保及び安全管理に十分に配慮する。

- ・体育においては、活動内容や人数に適した環境で、技術指導においては、段階を踏んで具体的に説明し、安全を確認しながら行う。また、児童に対し、体育に伴う危険性について理解させるとともに、ルールやきまりを順守する、及び競技等を通して、相手を尊重する情意面の育成に留意する。

- ・運動会における組み立て体操は、「組み立て体操における事故防止ガイドライン」に基づき、児童の安全確保や計画的な指導を行う。

#### ⑭ 指導方法の工夫改善

- ・少数数学級編制によるきめ細かな指導や教科等の担任制や交換授業、合同授業等の学級担任制の弾力化を実施する。

- ・自然体験や社会体験などの直接体験を重視するとともに、学年段階における指導の重点を明確にし、より効果的な指導の工夫を図る。

- ・外国から編入した児童については、状況に配慮し、個に応じた適切な指導を進める。

### 3) 進路指導について

#### ① キャリア教育

- ・キャリア教育については、教育活動全体を通じて、キャリア教育の視点で学校教育活動を充実させる。

- ・希望と安心をもって中学校に進学できるよう、小中学校が連携し、保護者に中学校に関する情報を提供できるよう努める。

## ○豊かな心と健やかな体を育む教育の充実

### 4) 道徳教育について

#### ①全体計画

- ・道徳教育は、「道徳科」を要として学校の教育活動全体を通じて行う。道徳教育の全体計画の作成に際し、児童、学校及び地域の実態を考慮して、学校の道徳教育の重点目標を設定するとともに、道徳の内容と各教科等の指導内容及び指導時期との関連を明確にする。
- ・集団宿泊活動、ボランティア活動、自然体験活動等の体験活動と道徳教育との関連を図る。

#### ②授業公開、家庭・地域との連携

- ・「道徳科」の授業公開を行う。

### 5) 人権教育について

#### ①人権教育の推進

- ・人権尊重の精神に立った学校づくりを進め、すべての児童の自立、自己実現、豊かな人間関係づくりを図る。
- ・教職員一人一人が豊かな人権意識・感覚を持って教育活動を展開できるよう、特に参加・体験型等の人権教育の指導方法について研修の充実を図る。また、府教育庁の「OSAKA人権教育ABC」等を活用した研修の充実を図る。また、授業については、「人権教育教材集・資料CD」等を適切に活用する。
- ・ハラスメントに関して、相談窓口の機能を充実し、市教育委員会の「学校園におけるセクシュアル・ハラスメント防止指針」等の趣旨の徹底を図る。

#### ②「ともに学び、ともに育つ」教育の推進

- ・関係法令等を踏まえ、共生社会の実現をめざし、障害者に対する無理解や偏見等を取り除き、障害者の人権が尊重される教育を推進する。
- ・児童の人権意識の向上及びいじめ等による人権侵害事象等の未然防止を図る。特に、障害のある児童の人権を尊重することを基本に、障害者理解を深める教育を系統的に実施する。

#### ③児童虐待の防止

- ・児童虐待の防止にあたっては、児童がささいなことでも相談できる体制を構築し、気になる児童に対しては家庭訪問を行う等、児童や保護者の状況把握に努め、未然防止・早期発見に努める。
- ・児童虐待への認識を深めるとともに、「児童虐待の防止等に関する法律」の趣旨を踏まえ、虐待を発見した場合やその疑いがある場合には、子ども家庭センターや市の子どもの育ち見守りセンター（ととな）へ速やかに通告し、市教育委員会に報告する。また、虐待防止や虐待通告について、保護者や地域への啓発に努める。
- ・児童虐待を受けた、または受けたと思われる児童が安心して学校生活を送れるよう、教職員間での情報共有を行う。また、必要に応じてSSWや心の教室相談員等の専門家や福祉機関等の関係機関と継続的な連携を図る。要保護児童対策地域協議会において虐待ケースとして登録されている児童については、適切な対応を図る。

#### ④男女平等教育の推進

- ・全ての教育活動において、固定的な性別役割分担意識にとらわれないようにするとともに、男女共同参画社会の実現をめざした教育活動を適切に計画・実施する。
- ・性的マイノリティとされる児童についての理解を深め、個の状況に応じ、教職員が協力して児童が相談しやすい環境を整えるとともに、心情に配慮した教育に努める。

#### ⑤在日外国人教育の推進と日本語指導の充実

- ・日本語指導を必要とする海外から帰国及び渡日した児童については、当該児童の状況を踏まえ、必要に応じ

て個別の指導計画を作成するなど、生活言語はもとより学習言語としての日本語習得が図られるよう努める。

#### ⑥同和教育の推進

- ・関係法令及び答申等の趣旨を踏まえ、人権尊重の視点に立った取組を進めるとともに、同和教育の推進に努める。

#### ⑦平和教育の推進

- ・修学旅行に向けた取り組み等で、生命や平和の尊さについて、適切に指導するとともに、国際社会の実態を踏まえて基本的事実をとらえる力を育て、平和と安全の確保について児童に主体的に考えさせる教育を推進する。

### ○豊かな心と健やかな体を育む教育の充実

#### 6) 健康教育について

##### ①体育活動

- ・新体カテストを実施し、児童の体力状況を把握し、体力づくりを推進する。

##### ②健康の保持・増進

- ・児童の健康管理等について示唆を得るために、学校保健委員会を開催し、その内容を活用する。
- ・健康診断では、児童のプライバシーの保護に十分な配慮を行う。「四肢の状態」についての検査実施にあたっては、組織的に日常観察を行う。また、学校における歯・口腔の健康づくりを推進する。

##### ③食育

- ・教育活動全体を通して、学校給食を活用した指導や、各教科、道徳科、「総合的な学習の時間」等における食に関する指導の推進に努める。
- ・児童の食への関心や理解を深めるために、地域の人材を活用するなど、農業や調理などの食に関する体験活動を実施する。

##### ④健康教育

- ・性教育、エイズ教育及びがん予防学習については、発達段階に応じて保護者の理解を十分に踏まえ、必要に応じて、集団指導と個別指導を効果的に組み合わせ指導する。

##### ⑤衛生管理

- ・衛生管理の徹底を図り、感染症・食中毒の予防に努める。特に感染症については、児童に対し、手洗い・うがい・咳エチケット等感染防止対策を励行し、また、正しい知識といじめ等人権に配慮した指導をする。
- ・「学校環境衛生基準」に基づき、児童にとって安全で快適な教育環境が確保されるよう適切な維持管理を図る。

##### ⑥安全・安心の確保

- ・熱中症事故防止について、熱中症指数計を利用し、「熱中症予防指針」を参考にし、十分な対策をとる。
- ・食物アレルギーについて理解し、特に、アナフィラキシーの対処ができるようにする。
- ・万一の心肺停止に備え、すべての教職員が、死戦期呼吸について理解を深め、AEDの使用を含めた心肺蘇生法を実施できる体制を整える。

#### 7) 特別活動・その他の教育活動について

##### ①学級活動

- ・ボランティア活動、自然体験活動等を通して豊かな情操を養うよう努め、気付いたこと等を振り返り、まとめたり、発表し合ったりするなどの活動を充実させる。

##### ②児童会活動

- ・児童が集団や社会生活の一員としての所属感・責任を体得できるように努める。また、異年齢集団の育成を図る。

##### ③学校行事

・入学式や卒業式等においては、学習指導要領に基づき、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱する。

#### ④ その他の教育活動

・児童の自主的・実践的な活動を促し、楽しく規律正しい学校生活を築くよう努める。

### ○教職員の資質と指導力の向上

#### 8) 教職員の服務について

##### ① 服務規律の確立

- ・教職員は、条例・規則で定められた勤務時間を遵守し、服務規律の確立を図り、保護者・市民の信託に応えること。また、管理職は、勤務時間の適正な把握・管理を行う。
- ・守秘義務の遵守、個人情報データの適正な管理、SNS等の利用について、その特性や危険性を理解し、教職員としての信頼を損なうことのない行動をする。また、飲酒運転等は、容認・黙認した者も含め、絶対に行わない。
- ・選挙運動等の政治的行為の制限や兼職・兼業等、服務規律については、定めを遵守する。

##### ② 快適な職場環境

- ・教職員間のハラスメント等の無い良好な職場環境を維持する。
- ・労働安全衛生法に則り、メンタルヘルスに留意し、教職員の健康の保持と快適な職場環境形成を図るとともに、教職員の労働安全衛生における意識を高める。

#### 9) 教職員研修について

##### ① 教職員の育成

- ・市教育委員会が示す「教職員のライフステージに応じて求められる資質・指導力」及び、府教育庁が示す「OSAKA教職スタンダード」等を踏まえ、経験年数や職務、専門的な知識・技能に応じた資質・指導力の育成に向け、OJT及び校内研修を組織的・計画的に実施する。
- ・経験の少ない教員（教職経験2～5年目の初任期教員）への研修には、指導主事、教育推進プランナーによる学校訪問での指導・助言を効果的に活用する。
- ・教職経験6～10年の教職員には、市教育委員会実施の研修等を踏まえ、後輩となる経験の少ない教職員の「メンター」や「ロールモデル」となれるような専門的な知識と指導技術を身に付けさせることで、ミドルリーダーを育成する。
- ・10年経験者研修の校内研修は、教諭の能力、適性等に応じて必要な事項に関する研修を実施し、教諭としての資質の向上を図る目的を踏まえ、組織的・計画的に実施する。

##### ② 授業改善

- ・新学習指導要領を踏まえ、指導方法や指導体制の工夫及び、落ち着いた学習環境の醸成に向けた学習規律の確立について、学校全体で研究・研修の充実に努める。
- ・新学習指導要領の趣旨や内容等の十分な理解を図る研究・研修を実施するとともに、円滑な実施に向けた授業改善の取組を進める。

##### ③ 校内研究

- ・校内研究は、学校の課題を踏まえ、授業改善のための授業研究を中心に、適宜、組織的・計画的に実施する。

##### ④ 情報教育

- ・ICTに精通したリーダーとなる教員を育成するとともに、児童の「確かな学力」を育むため、ICT機器を効果的に活用できるよう研修に努める。また、児童の情報活用の実践力及び情報モラル、ICT活用能力を高めるための研修に努める。
- ・個人情報の適切な取扱い、管理・保管についての研修を深め、個人情報を取り扱うこと責任を教職員一人一人に自覚し、「枚方市立学校情報セキュリティポリシー」に基づき、情報セキュリティに対する意識及び情報モラルの向上を図る。

## ○「ともに学び、ともに育つ」教育の充実

### 10) 支援教育について

#### ①校内体制の充実

- ・組織体制を整備し、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた取り組みを進める。
- ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえた合理的配慮の観点から支援教育に取り組む。
- ・障害のある児童の指導にあたっては、人権教育や生徒指導の観点から踏まえ、支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会の適切な運営の基に、支援学級担任と通常の学級担任が連携するなど、全校的な支援体制を構築する。
- ・通常の学級において、発達障害等支援を必要とする児童が在籍していることを前提に、困難さに対する指導・支援の充実を図る。また、積極的にユニバーサルデザインによる授業づくりに取り組むなど、障害のある児童への理解を深め、全校的な支援体制を確立する。
- ・教職員研修等により、教職員の人権感覚を一層磨き、人権意識を高揚するとともに、支援教育に対する専門性を高め、障害のある児童の指導・支援等に関する様々な課題に対応できる人材の育成を図る。

#### ②交流及び共同学習の充実

- ・支援学級と通常の学級における、交流及び共同学習のより一層の充実や、支援学校との交流及び共同学習について、より一層の促進を図る。

#### ③支援学級の教育課程の充実

- ・障害の状況に応じた適切な教育課程を計画的・系統的に編成し実施する。また、自立活動を充実させるなど、指導方法の工夫や改善に努める。

#### ④個別の教育支援計画の作成・活用・引継ぎ

- ・支援学級に在籍及び通級による指導を受ける児童への指導にあたっては、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成・活用し、個に応じた指導を実施する。
- ・通常の学級に在籍する発達障害等のある児童の指導にあたっては、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用を進める。
- ・児童の発達段階の連続性を踏まえた指導・支援が適切に引継がれるよう、日頃から校種間における連携を深め、個別の教育支援計画の引継ぎを確実に挙る。

#### ⑤通級指導教室

- ・通級指導教室での指導・支援については、その趣旨を踏まえて、適切な教育課程の編成に努めるとともに、通級指導教室における学びが通常の学級で十分に発揮することができるよう、通級指導教室と担任の連携はもとより、校内における支援体制の充実を図る。

#### ⑥保護者や関係機関との連携

- ・適切な支援を引き継いでいくことができるよう、幼稚園・保育所等、就学前施設及び関係機関との連携を深めるとともに、合理的配慮の観点から踏まえ、一人一人の障害の状況を把握し、小中9年間を見通した継続的な指導に努める。
- ・障害のある児童の進路について十分に情報提供し、進路の確保に努める。
- ・障害のある児童の理解や適切な指導の推進のため、支援学校や関係機関との連携を図る。

#### ⑦医療的ケア

- ・医療的ケアについての一般的な知識や医療的ケアが必要な子どもへの理解、緊急時の対応等について、研修等により理解を深める。

## ○地域とともにある学校づくりの推進

### 11) 学校・家庭・地域の連携について

## ①家庭・地域との連携

- ・義務教育9年間を見通した「家庭学習の手引き」を配布し、家庭学習の重要性を家庭に発信する。
- ・保護者や地域の関係団体（アイウォッチャー）等の協力を得て、地域と一体になった児童の安全確保の取組を推進する。
- ・地域にある社会教育施設や福祉施設等を活用した体験的な学習やボランティア活動など、実践的な社会体験を通じた教育活動を推進する。
- ・各家庭をはじめPTAや地域諸団体と連携を深める学校体制づくりに努める。また、教職員が、PTAや地域の諸活動に協力し、交流するよう努める。
- ・地域教育協議会（すこやかネット）に学校が連携し、協力を努める。
- ・「枚方子どもいきいき広場」事業の実施団体PTAへの協力を図る。
- ・学校施設の開放について、積極的に推進する。

## ②保・幼・小の連携

- ・保・幼・小連携担当者を位置づけるなどし、幼稚園や保育所（園）、認定こども園の幼児と児童との交流、職員同士の交流、情報共有や相互理解等、幼稚園や保育所（園）、認定こども園との連携を図る。

## ③留守家庭児童会室との連携

- ・児童の安全確保の観点から、留守家庭児童会室との連携を図る。

## ⑤ 情報の公表

- ・教育計画や学校の抱える課題について、学校便りや学校ホームページを活用し、積極的に情報の公表を行う。

## ○学びのセーフティネットの構築

### 12) 安全について

#### ①安全教育の推進

- ・学校保健安全法に基づき作成した学校安全計画について、必要に応じて見直しを図る。
- ・学校安全活動について、すべての教職員が役割を分担するとともに、学校安全担当者を決め、学校安全の推進体制の整備の充実に努める。
- ・児童が自ら危険を回避する力を育成する安全教育の充実に努める。また、校区安全マップの作製等を実施する。
- ・9月の「枚方市防災教育の日」に避難訓練など、防災についての取り組みを実施する。
- ・6月の「子どもの安全確保推進月間」、6月8日の「学校の安全確保・安全管理の日」において安全確保に向けた取組等を実施し、安全教育を推進する。

#### ②危機管理体制の確立

- ・学校安全計画や防災計画、危機管理マニュアルを見直し、危機管理体制を適切に運営する。
- ・学校施設が第1次避難所であることを踏まえ、児童の安全確保、安否確認等に支障をきたすことのないよう、地域住民や枚方市の関係部局等と連携し、Jアラートが発信された場合も含む様々な事態を想定した機能的な危機管理体制を確立する。
- ・事件や事故等発生の場合は、夜間・休日も含め適切な初期対応を行うとともに、速やかに報告する。
- ・不審者情報等の緊急情報を保護者にメールで配信するシステム（ミルメール）を活用する。

#### ③登下校の安全確保

- ・登下校の安全指導、交通安全教室の活用等、計画的に交通安全指導を行うとともに、通学路の点検を行い、関係機関と連携し、一層の安全確保に努める。また、保護者や地域の関係団体等の協力を得て、地域と一体になった安全確保の取組を推進する。特に、子どもの安全見まもり隊等の地域学校安全ボランティアと連携するなど、登下校時における児童の安全確保についてきめ細かな対応を行う

#### ④交通安全の推進

- ・改正道路交通法及び大阪府自転車条例を踏まえ、児童が被害者にも加害者にもなることのないよう、自転車



利用者や歩行者としての交通ルールや、自転車の正しい乗り方等のマナー等を学ぶ交通安全教室を、関係機関と連携して実施する。また保護者へは家庭における安全意識の向上を積極的に呼びかけるなど、効果的な啓発を行う。

- ・児童及び保護者に対し、大阪府自転車条例で、自転車を利用する者に保険への加入が義務付けられたことを周知するとともに、PTAと連携するなど、全児童の保険加入を促進する。

### 13) 生徒指導について

#### ①組織的な取組の推進

- ・安全・安心な教育環境の充実を図り、児童の豊かな人格形成を行う。また、児童の自己指導能力を育成するため、すべての児童の成長を促す指導を推進する。
- ・生徒指導主体を中心に、生徒指導を全体の問題だと捉え、生徒指導体制を確立する。事案が発生したときは事実関係を正確に捉え、ケース会議を実施し解決を図る。
- ・児童の生活実態を把握し、指導方針を確立する。また、教職員の児童理解と指導力の向上を図るため、校内研修の一層の充実に努める。
- ・枚方市小・中学校生徒指導連絡会等を活用するなど、9年間を見通して、きまりを守るなどの規範意識の醸成に取り組む。
- ・暴力行為等問題行動の未然防止及び早期発見・再発防止を図るため、自己指導能力の育成に努めるとともに、心の教室相談員等、専門家との協働による家庭・地域への働きかけ、子ども家庭センターや警察等の関係諸機関との適切な連携ネットワークの構築に努める。

#### ②いじめの防止

- ・「学校いじめ防止基本方針」に基づき、学校・家庭・地域が連携し、「いじめは絶対に許されない」という毅然とした姿勢で指導する。その際、アンケート調査を学期に1回以上実施し、個人面談等による実態把握に努め、市教育委員会に報告するとともに、いじめのない学校づくりを推進する。
- ・生起したいじめに対しては事実を正確に把握した上で、迅速かつ適切に対応するとともに、SSW や心の教室相談員等の専門家とも協働し、解決を図る。あわせて、再発防止に努める。

#### ③体罰根絶の取組

- ・体罰の根絶については、日々の実践を再点検し、正しい児童理解と信頼関係に基づく指導を行うため、「枚方市生徒指導マニュアル（体罰防止編）」等を活用して教職員全体の共通認識を深める。

#### ④不登校児童・生徒への支援

- ・不登校が長期化している児童への支援、対応に努める。また、必要に応じて「適応指導教室（ルポ）」等との連携を図り、不登校児童の早期の学校復帰をめざす取組を進める。
- ・日々の学校生活において、児童が主体的に取り組む共同的な活動や自己存在感や充実感を感じられる居場所づくりができるよう、取組を推進する。

#### ⑤携帯電話等への対応

- ・児童の携帯電話等の学校への持ち込みについては原則禁止とし、携帯電話等の危険性を認識させ、情報モラルを身につけさせる指導に努める。また、携帯電話等でのSNSや無料通話アプリ等を介したネット上の犯罪に巻き込まれないよう、家庭でのルールづくりなど、保護者への啓発を行うとともに、被害・加害から児童を守るための支援体制を確立し、必要に応じて関係機関等と連携し対応する。

#### ⑥教育相談体制の充実

- ・心の教室相談員、地域の人材等を活用し、児童への教育相談体制を充実するとともに、児童及び保護者の不安や悩みを受け止められるよう、「子どもの笑顔を守るコール」等の相談窓口を周知する。

#### ⑦家庭・関係機関との連携

- ・各家庭をはじめ、PTAや地域諸団体との双方向の情報交流を行い、少年非行等の防止と解決を図る。

#### ⑧喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の充実

- ・覚せい剤・大麻等の薬物乱用防止教育については、学校保健計画の中に位置付け、喫煙・飲酒とともに、指導計画を策定し、保護者への啓発を含め、学校教育活動全体を通じて取り組む。
- ・学校薬剤師や警察官等の専門家による薬物乱用防止教室を年1回以上開催するとともに、「危険ドラッグ」の危険性についても理解させ、決して使用することのないよう指導する。

⑨校則について

- ・校則の内容は児童の人権に配慮した内容となっているか等を確認するとともに、児童の実情や社会の状況などを踏まえ適切に見直す。